

第十九回国会 大蔵委員会 議録 第四十三号

昭和二十九年四月二十日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君

理事 井上 良二君

宇都宮 徳馬君 大平 正芳君

島村 一郎君 吉米 地英俊君

藤枝 泉介君 福田 繁芳君

本名 武君 小川 豊明君

柴田 義男君 春日 一幸君

平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君

大蔵事務官 (管財局長) 窪谷 直光君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

大蔵事務官 (理財局長) 上田 克郎君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

四月十六日

国の所有に属する自動車交換に関する法律案(内閣提出第一五二号)

同日

クリーニング業における揮発油税免除に関する請願(勝間田清一君紹介)(第四四五号)
同(松永東君紹介)(第四四五六号)
同(稻葉修君紹介)(第四四八一号)
の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

高額時計に対する物品税撤廃に関する陳情書(今治市住江町一丁目協同組合今治専門店会理事長長谷川義雄)(第二八二〇号)

強制資産再評価並びに増資に伴う租税特別措置等に関する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第二八四四号)

企業資本の充実のための特別措置等に関する陳情書(名古屋商工会議所会頭伊藤次郎左衛門)(第二八四五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号)

金融機関再整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

開鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一四七号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出第一四七号)

国の所有に属する自動車交換に関する法律案(内閣提出第一五二号)

〇千葉委員長 これより会議を開きます。

本日はまず去る十三日当委員会に審査を付託されました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案並びに去る十六日審査を付託されました国の所有に属する自動車交換に関する法律案の三法律案を一括議題として、政府当局より順次提案趣旨の説明を聴取いたします。植木大蔵政務次官。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、通行税法(昭和十五年法律第四十三号)、印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)、しやし織維品の課税に関する法律(昭和二十九年法律第九号)、入場税法(昭和二十九年法律第九号)、関税法(昭和二十九年

法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)、順税法(明治三十二年法律第八十八号)、酒税法(昭和二年法律第六号)、砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)、骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)、たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)及び塩専売法(昭和二十四年法律第十二号)の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 国際連合の軍隊 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条(定義)に規定する国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており、又は将来派遣する国で、その政府が同協定の当事者であるもの(以下この条において「派遣国」という)の陸軍、海軍又は空軍で、当該国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されているものをいう。

二 国際連合の軍隊の構成員 国際連合の軍隊に属し、現に服役中の軍人で、日本国内にある間におけるものをいう。

三 軍属 派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本国内にある間におけるもの(日本国内に通常居住する者を除く)をいう。

四 家族 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十一歳以上の子のうちその生計費の十分の五以上を国際連合の軍隊の構成員又は軍属が負担するもので、日本国内にある間におけるものをいう。

五 軍人用販売機関等 派遣国の歳出外資金により国際連合の軍隊の使用する施設内に設置された諸機関のうち国際連合の軍隊が公認し、且つ、規制するもので、国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供されるものをいう。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、通行税法、印紙税法、物品税法、揮発油税法、しやし織維品の課税に関する法律又は入場税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の規定を準用する。

2

前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九号第一項第一号、第十号第一項第一号又は第十号の二第一項第一号(軍用品についての物品税、揮発油税又は繊維品消費税の免除)の規定により物品税、揮発油税又は繊維品消費税の免除を受けた物品、揮発油又は繊維製品については、同法第九号第二項、第十号第二項又は第十号の二第二項、(証明がない場合の物品税、揮発油税又は繊維品消費税の徴収)及び同法第十一号(免税物品等の譲渡禁止及び違反した場合の罰則)の規定を準用する。

(関税法等の特例)

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、酒税法、砂糖消費税法、物品税法、揮発油税法、しやし、繊維品の課税に関する法律又は骨牌税法の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法又は順税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十

七年法律第百二十二号)の規定を準用する。

(国税犯則取締法等の特例)

第五条 国際連合の軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設内における、又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族の身体若しくは財産若しくは国際連合の軍隊の財産についての国税犯則取締法又は関税法(たばこ専売法、アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)、順税法、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法律において準用する場合を含む)の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の規定を準用する。

(たばこ専売法等の特例)

第六条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等に対するたばこ専売法又は塩専売法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の規定を準用する。

附則

1 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4(署名国についての適用期日)及び第二十

二条4(加入国についての適用期日)において及ばないこととされる場合を除き、同協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内に同協定の当事者となる国については、昭和二十七年四月二十八日(入場税及び繊維品消費税に係る部分については、それぞれ入場税法又はしやし、繊維品課税に関する法律の施行の日)から適用する。

2 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の施行の日以前までに

おけるこの法律の適用については、第一条中「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)」とあるのは「関税法(明治三十二年法律第六十一号)」と、第五条中「順税法」とあるのは「順税法、保税倉庫法(明治三十年法律第十五号)」とする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)	第一
第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条—第十条)	第二
第三章 補助事業等の遂行等(第十一条—第十六条)	第三
第四章 補助金等の返還等(第十七条—第二十一条)	第四
第五章 雑則(第二十二条—第二十八条)	第五
第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)	第六
附則	第七

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他の補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他の補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する左の各号に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金(国際条約に基く分担金を除く)

三 利子補助金

四 その他国が相当の反対給付を受けずに交付する金銭であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「補助関係利益」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 補助金等を直接又は間接に財源として国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する金銭

二 補助金等の交付によつて間接に軽減を受ける利子に相当する利益

5 この法律において「補助関係事業等」とは、前項第一号の金銭を財源として行ふ事務又は事業及び同項第二号の利益を受ける事務又は事業をいう。

6 この法律において「補助関係事業者等」とは、補助関係事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算の定めるところに従つて公正且つ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び補助関係事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的に従ひ、誠実に補助事業等又は補助関係事業等を行うよう努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基き、若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除く外、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五條 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に對しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六條 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行ふ現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ)をしなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることが出来る。

(補助金等の交付の条件)

第七條 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算の定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、左の各号に掲げる事項につき条件を附さなければならない。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く)をする場合において、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約その他補助事業に係る経費の使用法に關する事項

三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く)をする場合において、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべき旨の条件を附することが出来る。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件の外、各省各庁の長が法令及び予算の定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)
第八條 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)
第九條 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までは、申請の取下げをすることが出来る。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(決定の取消等)
第十條 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要があるときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消をし、又は決定の内容及びこれに附した条件を変更することが出来る。但し、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分及び政令で定める部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定の取消をすることが出来る場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要があるとなつた場合その他政令で定める特別の事情が生じた場合に限る。

3 第八條の規定は、第一項の処分をした場合に準用する。

第三章 補助事業等の遂行等(補助事業等及び補助関係事業等の遂行)
第十一條 補助事業者等は、法令及びこれに基く各省各庁の長の処分並びに補助金等の交付の決定及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、利子補給金の交付の対象となる融資をせず、又は利子の軽減をしないこと)により、補助金等の交付の目的に反して補助金等の交付を受けたこととなることをいう。以下同じ。

2 補助関係事業者等は、法令の定及び補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて補助関係事業等を行わなければならない。いやくも補助関係利益の他の用途への使用(第二條第四項第二号の利益にあつては、同号の利益の対象となる融資をせず、又は利子の軽減をしないこと)により、補助金等の交付の目的に反して補助金等の交付を受けたこととなることをいう。以下同じ。

並びに同号の利益を受けた者が当該利益の対象となる融資により受けた金銭を補助金等の交付の目的に従つて使用しないことにより不当に同号の利益を受けたこととなることをいう。以下同じ)をしてはならない。

(状況報告)
第十二條 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に關し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)
第十三條 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定又はこれに附した条件に従つて遂行されていまいと認めるときは、その者に對し、これに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることが出来る。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に對し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることが出来る。

(実績報告)

第十四條 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行つて現地調査等により、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、及び政令で定める事項を決定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(決定に適合させるための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の成果の報告を受けた場合において、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

第十七条 各省各庁の長は、補助事業等が、補助事業等に関する法令若しくはこれに基く各省各庁の長の処分若しくはこれに附した条件の決定若しくはこれに附した条件に違反し、又は補助金等の他の用途への使用をしたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消をすることができる。

(決定の取消)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第十九条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金等の返還)

第二十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十一条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十二条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金等の返還)

第二十五条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第二十九条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金等の返還)

第三十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第三十一条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第三十二条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第三十三条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第三十四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金等の返還)

第三十五条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第三十六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第三十七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第三十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を受けた者が交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

の命令に基き交付する補助金等に
関しては、政令で定めるところに
より、この法律の一部を適用しな
いことができる。

(政令への委任)

第二十八條 この法律に定めるもの
の外、この法律の施行に關し必要
な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九條 詐偽その他不正の手段
により補助金等の交付を受け、又
は補助金等利益を受けた者は、十
年以下の懲役若しくは百万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第三十條 第十一條の規定に違反し
て補助金等の他の用途への使用又
は補助金等利益の他の用途への使
用をした者は、五年以下の懲役若
しくは五十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

第三十一條 左の各号の一に該当す
る者は、六月以下の懲役又は三万円
以下の罰金に処する。

一 第十三條第二項の規定による
命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の
成果の報告をしなかつた者

三 第二十三條の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告を
し、又は検査を拒み、妨げ、若
しくは忌避した者

第三十二條 法人（法人でない団体
で代表者又は管理人の定のある者
を含む。以下この項において同
じ。）の代表者又は法人若しくは人
の代理人、使用人その他の従業者

が、その法人又は人の業務に關
し、前三條の違反行為をしたとき
は、その行為者を罰する外、当該
法人又は人に對し各本條の罰金刑
を科する。

2 前項の規定により、法人でない
団体を処罰する場合においては、
その代表者又は管理人が、訴訟行
為につきその団体を代表する外、
法人を被告人とする刑事訴訟に關
する法律の規定を準用する。

第三十三條 前條の規定は、地方公
共団体には、適用しない。

2 地方公共団体において第二十九
條から第三十一條までの違反行為
があつたときは、その行為をした
当該地方公共団体の長その他の職
員に對し、各本條の刑を科する。

第三十四條 補助金等の交付の申請
又は補助事業等の成果の報告に係
る書類に不実の記載があつた場合
においては、当該書類の名義人
（名義人が法人その他の団体であ
るときは、その代表者）を十万円
以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して三十日を経過した日から施行
する。

2 この法律は、昭和二十九年分
以降の予算により支出される補助
金等及びこれに係る補助金等利益
に關して適用する。

3 この法律の施行前に補助金等が
交付され、又は補助金等の交付の
意思が表示されている事務又は事
業に關しては、政令でこの法律の
特例を設けることができる。

4 日本専売公社法（昭和二十三年
法律第二百五十五号）の一部を次
のように改正する。

目次中（第二十九條―第四十三
條の二十三）を（第二十九條―第
四十三條の二十四）に改め、第五
章中第四十三條の二十三の次に次
の一條を加える。

(補助金等)

第四十三條の二十四 補助金等に
係る予算の執行の適正化に關する
法律（昭和二十九年法律第
号）の規定（罰則を含む。）は、
日本専売公社の補助金等に關し
準用する。この場合において、
同法（第二條第七項を除く。）中
「各省各庁」とあるのは「日本専
売公社」と、「各省各庁の長」と
あるのは「日本専売公社の總裁」
と、第七條及び第十九條中「國
庫」とあるのは「日本専売公社」
と読み替へるものとする。

5 日本国有鉄道法（昭和二十三年
法律第二百五十六号）の一部を次
のように改正する。

第五十條の次に次の一條を加え
る。

(補助金等)

第五十條の二 補助金等に係る予
算の執行の適正化に關する法律
（昭和二十九年法律第 号）の
規定（罰則を含む。）は、日本国
有鉄道の補助金等に關し準用
する。この場合において、同
法（第二條第七項を除く。）中
「各省各庁」とあるのは「日本国
有鉄道」と、「各省各庁の長」と
あるのは「日本国有鉄道の總裁」
と読み替へるものとする。

と、第七條及び第十九條中「國
庫」とあるのは「日本国有鉄道」
と読み替へるものとする。

6 日本電信電話公社法（昭和二十
七年法律第二百五十号）の一部を
次のように改正する。

(補助金等)

第七十三條の二 補助金等に係る予
算の執行の適正化に關する法律
（昭和二十九年法律第 号）の規
定（罰則を含む。）は、日本電信電
話公社の補助金等に關し準用す
る。この場合において、同法（第
二條第七項を除く。）中「各省各庁」
とあるのは「日本電信電話公社」
と、「各省各庁の長」とあるのは
「日本電信電話公社の總裁」と、第
七條及び第十九條中「國庫」とある
のは「日本電信電話公社」と読み替
へるものとする。

7 日本国有自動車交換に關する法律案
の所有に屬する自動車の交換に
關する法律案
國の所有に屬する自動車の交換
に關する法律

1 各省各庁の長（財政法（昭和二十
二年法律第三十四号）第二十條第
二項に規定する各省各庁の長をい
う。）は、當分の間、必要があるこ
ろに限り、國の所有に屬する自動
車を、國以外の者が所有する自動
車と交換することができる。

2 前項の規定により交換する場合
においては、その価額が等しくない
ときは、その差額を金銭で補足
する。

し、又は補足させなければなら
ない。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○植木政府委員 ただいま議題となり
ました日本国における國際連合の軍隊
の地位に關する協定の實施に伴う所得
税法等の臨時特例に關する法律案外二
法律案につきまして提案の理由を御説
明申し上げます。

まず日本国における國際連合の軍隊
の地位に關する協定の實施に伴う所得
税法等の臨時特例に關する法律案につ
きまして申し上げます。

日本国における國際連合の軍隊の地
位に關する協定の實施に伴い、その円
滑な運営をはかるため、日本国内にあ
る國際連合の軍隊、軍人、軍属または
これらの者の家族等につき、同協定に
基いて、所得税、内國消費税、関税等
の國税の課税に關する特例のほか、國
税の犯罪取締り並びにタバコ及び塩の
専売に關して特例を設ける必要があり
ますので、ここにこの法律案を提出し
ました次第であります。

以下順次この法律案の概要を申し上げ
ます。

まず、國際連合の軍隊、軍人、軍属
もしくはこれらの者の家族、軍人用販
売機關等または同軍隊の公認調達機關
に對する所得税法、相続税法、通行税
法、印紙税法、物品税法、揮発油税
法、しやし織維品の課税に關する法律
または入場税法の適用につきまして
は、日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三條に基く行政協定の
實施に伴う所得税法等の臨時特例に關

する法律の規定を準用して、これらの国税を課さず、または免除することとしたしております。

次に、国際連合の軍隊、軍人もしくはこれらの者の家族または軍人用販売機関等の輸入にかかる物品または国際連合の軍隊により運航されている船舶もしくは航空機につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、関税、トン税及び内国消費税を免除することとしたしております。

次に、国税に関する犯罪事件を調査するため、国際連合の軍隊が使用し、かつその権限に基づいて警備している施設内において、国税犯則取締法または関税法の規定によつて臨検、捜索または差押えを行う場合におきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、国際連合の軍隊の権限ある者の承認を受け、またはその者に囑託して行うこととしております。

最後に、国際連合の軍隊、軍人、軍人もしくはこれらの者の家族または軍人用販売機関等による製造タバコまたは塩の輸入等につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、その特例を設けることとしております。

以上、この法律案の提案の理由と内容の概要を申し上げました。

適正化に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。国の歳出予算は、国民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれており、厘毛たりといえども、これが不正、不当に支出されるがごときことは許されないのであります。政府におきましては常にこれを公正かつ効率的に使用するように努めている次第であります。

しかしながら昭和二十七年決算検査報告によれば、不当事項として千三百余件が指摘され、そのうち約八割五分を占める千百余件は補助金等に関するものであり、その内容は、事業費について過大に積算したり、不実の積算をしたものや、設計通りの工事を施行しなかつたり、はなはだしいのは架空の工事や二重の申請をして同庫補助金等の交付を受けているもの等があります。補助金等が国の歳出予算の約三割を占めている現在、これら補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかることは、喫緊の要請であり、かつまた、第十七回国会参議院予算委員会において決議されました予算の不正、不当支出防止に関する決議をも尊重いたしまして、この法律案を提出した次第であります。

この法律案は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項、罰則その他補助金等にかかる予算の執行に関する基本的事項を規定することによりまして、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等をはかることと、他面補助金等の交付を受ける者に対しては、その不当な取扱いを防止する等の措置を講じ、もつて補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかることを目的とするのであります。

以下この法律案の主たる内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、この法律の適用を受ける補助金等とは、補助金、負担金、利子補助金その他国が相当の反対給付を受け給金その他の金銭であつて政令で定め交付する金銭であつて政令で定めるものとし、補助金等に関しまして他の法律またはこれに基づく命令に特別の定めのない限り、この法律によることとしたしております。

第二に、補助金等の交付の申請及び決定につき必要な手続を明確にいたしました。すなわち補助金等の交付の申請及び決定の手続を規定するほか、決定に際し必要な条件を付することとしたとともに、交付決定後に天災地変等特別の事情が生じた場合等において、当該交付決定の全部もしくは一部の取消しまたは決定の内容をもしくはは条件の変更ができることとしております。

第三に、補助事業等または補助関係事業等の遂行にあつては、常に善良な管理者の注意をもつて遂行すべき義務を課するとともに、補助事業者等の提出する報告等により必要がある場合には、当該補助事業等を適正に遂行すべきことを命じ、また必要に応じ一時停止を命じ得ることとし、さらに事業完了後は、必ず実績報告を徴し、その審査及び必要に応じて行方現地調査等により補助金等の額を確定することとしたしております。

なお、補助事業等により取得した財産等につきましては、補助金等の交付の目的に反する使用、処分等を禁止することとしたのであります。

第四に、補助事業者等または補助関係

係事業者等が補助事業等または補助関係事業等に関し、法令等に違反し、または補助金等もしくは補助関係利益を他の用途へ使用した場合には、補助金等の交付決定の全部または一部の取消しをすることができるとし、この取消しがあつた場合ですでに補助金等が交付されているときは返還を命ずることとし、右の返還命令があつたときは加算金を納付させることとし、返還金を納期日までに納付しないときは延滞金を納付させることとする。ともに、これら返還金等の納付がない場合には、他の補助金等の交付を一時停止もしくは当該補助金等と未納付額とを相殺または当該未納付額を国税徴収法の例により徴収することができるとしたのであります。

第五に、詐欺その他不正手段による補助金等の交付を受けた者、補助金等の他の用途への使用をした者等に対しては、その罰則規定を設けるとした。なお地方公共団体に対しては、その団体の性格上罰則を適用しないこととしたのであります。

右のごとく補助事業者等に対し相当厳格な規律をもつて臨むこととしたのであります。また、他面補助金等を交付する側においてもその取扱を適正にする必要を認め、補助金等に関する事務その他補助金等にかかる予算の執行に関する事務に従事する職員に対し、事務を不当に遅延せしめたり、または必要限度を越えて補助事業者等もしくは補助関係事業者等に対し干渉してはならない義務を課したほか、補助金等の交付の決定その他の処分について、不服のある地方公共団体に対しては、不

服申立ての道を開くこととしたのであります。

なお、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対しまして、この法律を準用することとしたしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその概略を申し上げた次第であります。

最後に、国の所有に属する自動車の交換に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

財政法の規定によりまして、国の財産は法律に基かなければ交換をすることができないこととなつてゐるのであります。したが、諸般の状況にかんがみ、国が所有する自動車につき、当分の間国以外の者が所有する自動車と交換をすることができざる道を開き、これが効率的な活用をはかり、かつ、経費の節減等にも資することができるとし、交換に際しましてその価額がひとしくないとしにおける差額は、金銭で補足することとしようとするものであります。以上が、この法律案を提出した理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○千葉委員長 次に、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案、閉鎖機関令の一部を改正する法律案及び経済援助資金特別会計法案の四法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。吉米地英俊君。

○苦米地委員 ただいま上程されております問題は相互に關係がありますので、逐次お尋ねいたしますから、該当する問題について係の方から御答弁を願いたいと思つております。

まず第一にお尋ねしたいのは、第十六国会に提出された閉鎖機關令の一部を改正する法律案は、最終的な処理態勢を整えるためであると提案理由に述べてあるのではありませんか。そこでお尋ねしたい第一は、この閉鎖機關令はいつごろ廃止するお考えであるかということであります。

次に、この前の法案は附帯決議付で可決されたものであります。参議院におきまして、その附帯決議がついておつたから、問題にせず無事に通過をさせたのだと申し上げておられますが、政府は、国会の意思を尊重して新会社を早急に発足せられることに御努力中と存じますが、在外財産問題調査会に諮問してというふうな口実で逃げられるおそれもあるような気がいたすのであります。この前の委員会の御答弁によつてそういうような形がよいと見られたのであります。それではこの問題の解決が再延ばされてしまつて、当該会社だけでなく、国としても大きな損害をこうむることになりますので、この点を明らかにしていただきたいのであります。

もう一つ、この前の委員会における政府の答弁では、旧株主権を否定するのやら東縛するのやらと感ぜられるような点があつたのであります。これは一体どういう意味であるか、はつきりお伺いしたいのであります。それだけまず伺います。

○窪谷政府委員 閉鎖機關をいつごろ

廃止するかというお話でございますが、閉鎖機關の清算につきましては、前々から当委員会において御説明申し上げましたように、鋭意清算の促進をはかつておるのでございますが、目下懸案になつております。一つは訴訟問題にかか

つておるものもございまして、一番大きな問題は、何と申しまして、在外資産負債を持つておる会社の清算の問題でございます。もう一つは、さらに別途御審議を願う予定にいたしてあります接収貴金屬等の処理に関する法律案でございますが、これに關係いたして

おりますのは、交易公団と日本金屬の二つの会社でございます。そういうような事柄に關係いたしまして、若干清算の最終段階に至りまして支障があるものでございます。これらを解決いたしましていつ廃止いたしますか、これは、今確たる見通しを申し上げることができな

いのはなほ残念に存するのでございまして、できるだけすみやかに清算を結了するように努力をいたしておりますのでございまして。なお十六国会におきまして附帯決議がありまして、閉鎖機關の制度を事実上終局せしむるよう考慮せよ、第二会社の申請をして、特殊清算人は別に選任するようという申し入れがあつた場合には、その処置をして善処せよ、こういうことと存するのであります。ところが、それに基づきまして私どもとしてもやつておるのであります。まず閉鎖機關でありまして朝鮮銀行、台湾銀行につきましては、それ、特殊清算人を別個に設けて事務の促進をはかつておるのであります。目下この終局的な処理について必要な数字の資料の

整備に特殊清算人は當つておられるのであります。閉鎖機關令によりますれば、昭和二十年の八月十五日現在の在外資産負債というものをつかまなければならぬので、数字をいれろと御苦勞して調査をされておるのであります。

それから朝鮮銀行、台湾銀行以外の閉鎖機關につきましても、第二会社なりあるいは継続復活したいという御希望の会社が出ております。目下それのところでもすでに株主總會等の手続をふまけて正式に御申請になつておる会社も数個あるのであります。これから問もなく継続復活なり第二会社という方向に進み得るといふふうに考

えておるのであります。それから第三点の、旧株主権を制限するような趣旨の発言があつたかという御質問でございますが、どういう御趣旨の御質問でございますか、これは、旧株主権をそのまま認めるのではない、ある制限があるというふうなことを言われたのであります。

○窪谷政府委員 それはおそれなく大蔵大臣から、朝鮮銀行、台湾銀行の残余財産の処理の問題に關して、残余財産がすべて株主に帰属するものと考えてかどうか研究を要するといふような意味の御発言があつたのでございまして、それかと存じますが、その点につきましては、いろいろ御意見があるようでございまして、その意見の出で参ります原因と申しますか、理由は、朝鮮銀行と台湾銀行が発券銀行である、すなわち発券業務、いわゆる國の特權を付与されたものであります。従つて残余財産が出て來ました原因も、その

原因をたどつてみますと、発券業務を担当しておつたところから出て來ておるような面も見受けられるといふふうなことから、その辺については、やはり慎重な検討を要すべきものであらうといふふうな御趣旨の大臣の御発言と承してあります。

○窪谷政府委員 朝鮮、台湾銀行が発券業務を行つておつたから云々という御答弁でありましたが、これはとてつもない見当違いであります。そういう意見を事務當局の間にあるといふことを聞いたので、きようは河野事務次官に御出席を願いたいといふことで、委員部の方へ要求しておつたのであります。河野事務次官はお見えになつておられないんですが、これはどういふわけなんですか。

○千葉委員 河野事務次官は後ほどお見えになるそうです。○苦米地委員 それではそのときにまたお尋ねすることにいたしますが、発券業務は一體にすぎなかつた。しかもその発行されたところのものに對しては、両銀行は何ら責任を負うべき理由がないのであります。これは、参議院議員の青木一男君が弁護士資格にお

いてこの問題を研究しておるのであります。昭和十六年の法律第五号の附則第四項によつて、朝鮮銀行法第二十二條及び第二十四條の適用が廃止され、その銀行券は不換紙幣となつたのである。従つて朝鮮銀行は、銀行券所持者に對しては他の資産との引きかえその他何らの責務を負うべきものでない。こういうふうに断定し、以下こまかく法律的に、この点はどうか、この点はどういふふうなぐあい論及され

て鑑定書が出ておるのでございまして。私はこの青木弁護士の意見が正しい、かく信じておるのであります。これはおそろしく管財局もこの鑑定書はごらんになつたと思ひますが、それでおそろしいことを問題にされるのかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○窪谷政府委員 青木先生の鑑定書、私も拝見いたしました。そういう考え方も確かにあるといふふうに考へるのであります。今残つております財産と発券業務との間に直接の因果關係があると見られるか見れないか、いろいろ問題があると思ひます。青木先生の御見解では、これは発券業務とは關係のない財産であるといふ御結論に結局はなると思つておりますが、ちよつと速記をとめていただきたいのであります。

○千葉委員 速記をとめてください。○苦米地委員 この問題は非常に重大な問題であります。私はこの前の十六国会の質問において、もしそういうことを言うならば外交上非常にまずいじやないか。のみならず、こういう問題が起きて來たら政府はどうするつもりかとお尋ねいたしました。ところがそれに対して大蔵省の方から、あれは後に困ることがあるかもしれぬから取消してこれというので、取消したのであります。議事録から抹殺したのであります。抹殺はしましたけれどもその事實は残つて來る。そういうものにひつかかりが起つて來たならば、一体大蔵省はどうす

るおつもりなのですか。これは責任がないのだ、しかし今は外務省との折衝においてそういう問題は起つておらない。ところがそういうことの理由で、これに対して残余財産の処理をしない、要求して来たならばこれで扱うのだという態度を示したならば、今外務省に要求して来ている以上のものが出て来る。そんな愚かな政策というものは、大蔵省ではとるべきでないのです、御見解を伺いたい。

○千葉委員 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○千葉委員 速記を始めてください。

○吉米地委員 違つた角度というのはどういうことであるか、ひとつ御説明を願いたいです。この点に對する青木弁護士の意見もこう書いてある。韓国がわが国から独立したときは、朝鮮銀行にわかつて韓国銀行を創立したけれども、二年間にわたり、韓国銀行法の規定に基いて朝鮮銀行券をそのまま韓国銀行券として発行、流通せしめ、その後現在の韓国銀行券を発行し、朝鮮銀行券を等価で交換、回収した。韓国銀行法の規定に基いて、韓国銀行は朝鮮銀行の銀行券の発行、負債、その他の債務を引受けるとともに、朝鮮銀行から資産の譲渡を受けた。私もまさにこの通りだと思つた。私が出た理由もなし、またかもしれないというやうなことで、大蔵省が呼び水をつぎ込むというやうなことは、これはまことに大蔵省としては拙劣な方法じやないかと思つたのであります。他の角度と申しますけれども、先ほど

申しました通り、朝鮮銀行、台湾銀行の債券はわずかに割であります。普通の商業銀行、為替銀行の業務によつて利益を得たものが大部分であつて、債券は、この鑑定書にもあります通り、内地と朝鮮との通貨制度の統一性保持のためにこれが効果があつたのであります。営業上はそう効果が多くあつたとは認められないのであります。この二点について御答弁を願います。

○千葉委員 御要求によつて二回速記をとめたのですが、御答弁を拝聴すると、そんなに國際上支障がないやうなのですが、むしろ速記をとつてそれを読んだら、支障のあるところだけを取消した方がよいのじやないかと思つたのですが、いかがですか。

○窪谷政府委員 やはりとめていただきます。……。

○千葉委員 それでは速記をとめてください。

〔速記中止〕

○千葉委員 それでは速記を始めてください。

○窪谷政府委員 第二の債券業務が全体の業務の一割程度であつた、債券業務というものは現在残つておる残余財産との間には関係がないというやうなお尋ねと思つたのであります。まさにそういう考え方もありますが、まさにただ残つております資産の内容を見ますと、債券業務の保証準備をしておりましたやうな時代の登録国債でござい

ますとか、あるいはやうな中央銀行が国債を持つというものはむしろ異例なことでありまして、信用の基礎として朝鮮銀行、台湾銀行としては持つておつたと考えられます。その信用の基礎は

何かというやうな、やはり朝鮮銀行券なり台湾銀行券なりに對する信用の維持ということが一つの大きなねらいであつたのではないかと考へておられるやうなものであります。この債券業務という国から与えられた特權と相當の關係を持つておると認められるこの残余財産については、やはりその辺のこ

のであります。もし政府がそう考へるならば、当然銀行に對して國家が補償すべきなのです。それを内地にある銀行の残余財産からまたとらうというのはいささか考へておられるやうなものは正當に言つて、國家のためにやうなものを残して来て、國家のためにその財産を失つたのだから、あるいはまた賠償のかたになつたのだから、当然政府が銀行なり在外會社なりに賠償すべき責任を持つてゐる。國家のために出したのです。であるのに、さらにその内地にある財産までこれを留保し考へて行かなければならぬというお

もし今度の法律案が成立いたしますと三度かわつたことになりま。第一の方式は、履行地主義をとつた結果、外地發生原因債務及び外貨建債務はこれを對象外に置いた。第二の方式は、店舗主義をとつて、在外店舗の債務は、履行地がたとひ国内であつても、これを對象外とするということにした。これは昭和二十五年十二月二十六日の政令第三百六十八号であります。このとき問題となつたのは、海外から仕向けられた送金為替が閉鎖機關内地店舗の債務となり得るやいなやということだつたのであります。これについては、三つの場合を除いては債務と認めないということが法律委員會の結論であつたのであります。大蔵省もその線に従つてその後考へを進めて来たやうに聞いておつたのであります。そこでもし今度の改正をしようとするならば、この法律委員會の結論であるものをくつがえすだけの法的根拠がなければならぬと存じます。その法的根拠を伺いたひのであります。

○吉米地委員 債券業務が信用維持のためであつたことは疑いがございませ

○窪谷政府委員 先ほどから申し上げましたやうに、私もとめていただき

○窪谷政府委員 法律委員會と申しま

○吉米地委員 債券業務が信用維持のためであつたことは疑いがございませ

○窪谷政府委員 先ほどから申し上げ

○窪谷政府委員 法律委員會と申しま

○吉米地委員 債券業務が信用維持のためであつたことは疑いがございませ

○窪谷政府委員 先ほどから申し上げ

○窪谷政府委員 法律委員會と申しま

〔発言する者あり〕

○千葉委員 謹謝に願います。

○吉米地委員 この特殊清算の方式は、

うことには、そこに大きな問題があるわけなのであります。一体これは、その法律委員会の決議にまつまでもなく、送金為替手形というものは、あて先の店舗で引受けたものでなければ義務を生じないものなんです。これは商法で定めた原則なんです。この商法で定めていた原則をひっくり返そうというのでしよう。それで政府が当然責任を持つべきものを持たないで、閉鎖機関に背負わせ込んでしまふ。この閉鎖機関令というものは、占領政策であつたのであるから、独立したあとは当然廃止すべきものを、だん／＼強化して、閉鎖機関の荷物を重くして行つてい

る。そのところが私どもの理解のできないところであります。何ゆゑにこゝういふふうに関鎖機関を残しておいて、だん／＼その責任を重くして行かなければならぬのか、その理由をお尋ねしたのであります。

○逓谷政府委員 一般の商法の規定によりますれば、為替手形というものは、引受けなければ支払い義務がないというところは、仰せの通りであります。しかしながら当時の引受けがなかつたという状況は、これは当事者のだけの責任とも言い切れない問題であります。とにかく現地におきまして送金の依頼を受けて、それを内地の方に手続をしたということでありますれば、やはり国内の閉鎖機関におきましては、国内の資産、負債をまず第一に整理するというのが第一歩であります。それが完了して、なおかつ残余財産が残りますれば、それはその依頼を受けた店舗の義務として支払いをするということが、適当であらうといふふうに考へておるのであります。なお今

回の送金為替の処理の問題につきましては、別に閉鎖機関だけの問題ではございませんで、ほかの金融機関につきましても、同様の処理をしようといふことでありまして、別に閉鎖機関だけを目当てにした今回の改正案ではないわけでございます。

○苦米地委員 送金為替を出しさえすれば、出したということにおいて支払いの義務を生ずるというものは、これは私はとんでもないやり方だと思つてあります。あの当時の問題についてこゝういふ法律をお出しになるならば、後にお尋ねしますが、そういうことをするのために起つて来る、非常にいろいろ国民の間の不満もあり、また混乱も起つて来る危険があるものであります。まず第一に、今、ある銀行と申し上げておきますが、ある銀行が北支において、正金銀行に外貨建の金の払込みをして、送金を依頼した。そして即日その金を正金の北支の支店に払い込んで、そうすると、これは正金に支払い義務があるはずだと私は思うのです。ところが今度の法律で行くと、正金銀行に送金を頼んだ銀行が支払うようになつて来るのですが、これは問題じゃないでしょうか。また一体政府はそういうふうによつてやるならば、郵便貯金や郵便為替は全部お払いになるのですか。この点もあわせてお伺いしたいと思ひます。

○逓谷政府委員 苦米地先生の御質問ははつきり受取れなかつたのであります。が、もちろん為替は引受けなければ支払う義務はないのであります。支払人が支払わない場合には、取組みをいたしました店舗の債務にはかわりないのであります。そこに送金を依頼し

た人は、金のとりもどしの請求はできず、これは普通の商法ではそういうことになつておるわけでありまして。今回の案におきましては、現地におきまして送金の依頼を受けた店舗がございしますが、その店舗の所屬する店が送金為替の支払いをするといふことでござい

ます。今御設例になりました、正金銀行に送金を依頼して、正金銀行が現地において金を受取つたという場合におきましては、それは正金銀行の債務になるという立て方に相なつておるのでござい

ます。○苦米地委員 私はまだその点は理解しませんが、今度の改正の目的が引揚者の保護といふことであるならば、これはよくつ抜きにだれでも賛成すると思つておられます。ところが今度の法案を見ても、提案の理由を見ても、そういうことは表面に何も出ていない。實質を見れば、引揚者保護である。そのところから非常に私も私どもは割切れないところがある。閉鎖機関の清算を促進するために、未払い送金為替と在外預金にかかる債務、これを特殊清算の対象とするといふことになつておりますが、この場合に外貨建であつてもそうでなくとも、この区別は何もしてないものであります。これではちよつと筋が通らないと思うのであります。この点はどうなんでありましようか。

○逓谷政府委員 大体会社の清算といふものは、総合清算をするといふのが建前であるわけでありまして。まず第一に国内の資産、負債の清算をやつて参ります。それからさらにこの問題につきましましては、従来は在外負債といふ考へ方で処理をいたしておつたのであります。が、固有の狭い意味の国内負債を

支払つて、なおかつ余力がある機関につきましましては、なるほど現地において送金を依頼され、また現地において預金を見たのであります。が、今日引揚げを見て、内地と申しますか、わが国に居住をされております方々の債権というものは、やはり閉鎖機関の側から見ますれば、国内債務に準ずるものとして扱ふ清算をやつて行くのが適当だといふふうにお考へておるのであります。なおこのことが兼ねて引揚者の方々の保護の一助になるといふふうには考へております。

○苦米地委員 もしこの閉鎖機関の在外残余財産といふものが、その閉鎖機関に帰属しており、それが運用されるものならば、局長の言われることは私は当然だと思つておられます。ところがこれはとられちやつてないのです。よ。しかもとられちやつてないものの責任は、国家にある。国家がその機関に対して賠償すべきものである。それを賠償する方は口をぬぐつて知らぬ顔をして、お前の方へ預けたのだから出せ、これでは少し無理じゃないでしょうか。ただ多少なり保護のために出せといふのなら、これは金融機関も喜んで出さうと思つておられます。ただ金融機関、閉鎖機関を処理するためにこれを出せといつたのでは、これはよくつが通らないのが当然だと思ふ。同胞に對する同胞愛で出せといふのならわかるのです。けれども法理をくめて今度

トシ一切ノ取引ニ於テ之ガ受授ヲ禁止ス。さてそこで私はこれの内容を伺いたしたのでござい

○逓谷政府委員 これは当時占領下でございまして、占領軍の指令に基きまして日本政府が声明をいたしたものであります。内容と申しますと、今お読み上げになりましたことに尽きるのでござい

○逓谷政府委員 そういうことは全然考へておられないわけでございます。当時日本に送金をお願いしたもので未払いになつておるもの、それから外地で金融機関が預金を受けたものといふようなものだけを問題にしておるので

あります。南券等をこの際全部有効化するというような考え方は全然ないわけでありませう。

○苦米地委員 問題にしないと言われますけれども、こういう通貨で預金されておるのです。日本に送金もされておるのです。しかも終戦後に日本に送金されたものは外貨建のものがたくさんある。しかもここでわれ／＼がしつかり考えなければならぬことは、在外公館が在留民の引揚げのために金を貸してくれといつて借り上げた。ところが、その連中はこの借上げに応じないで身がつてに外貨建の金を持っておつた。それを終戦後にこの無効宣言があつたのにどん／＼日本に送つて来ておる。しかも終戦後に送られて来た金に對して、今度の政府の換算率を見ると、公館の借上げよりはるかに優遇しているが、これはどういふわけですか。

○窪谷政府委員 送金為替は、現地の金融機関に送金を依頼いたしました。終戦当時内地に送金されたものであります。これにつきましては、在外公館の換算率よりも有利な率を使つております。それはその送金当時に行われておりました実効換算率によつておるわけでありませう。それ以外の預金につきましては、大体在外公館借入金の場合の換算率と同様のものを使つておるのであります。全般的に在外公館の率よりも非常にいいものを使つておるというわけではないのでございませう。

○苦米地委員 それがあるので陳情が出て来ておるのです。そこであの換算率はどういう基準で置きめたのか、それを伺いたいのです。

○窪谷政府委員 これは當時為替管理

を日本政府もやつておりましたので、そのときにすでに現地におきましては相当のインフレーションが進行しておつたのであります。単純に公定のレートだけで換算をいたしましたのでは、貨幣の交換としては非常に不適当であるといふことから、為替管理法に基きまして措置をやつたのであります。その場合に公定のレートのほかに、実効的なレートを使つておつたのであります。そのときの実効的なレートを基準にしてその算出をしたのであります。その場合に、小額債権をできるだけ優遇した方が適當であると考え、また當時におきまして、送金につきましては、たとえば家族の生活費について一応算定したものであります。それから在外預金等につきましては、これはまだ現地の預金として残つておつたのであります。これらの点は、在外公館の借入金の場合と同様のレートを基準にすることが適當だろうといふことになつたのであります。在外公館の借入金の場合におきましては、當時借入れが行われました時期の物価の趨勢をい／＼と資料によつて比較をいたしました。その辺に基準を置いて算出された換算率であります。今回の措置におきまして、在外借入れのものにつきましてはその基準と同様の換算率とするのが適當であらうと考えておる次第であります。

○苦米地委員 終戦前のはお説の通りでいいと思うのでありますが、終戦後は、これを適正にやるとしたら、非常なインフレーションが起つて変なことになるつてしまつてゐるのですから、これは私はなか／＼簡単に行かないと思ふのであります。引揚者の持ち帰る金もしくは送金等については、十倍の積立金をせよとか、持帰り金について幾らかというふうな大蔵省からいろいろの通牒が出ておるのではありませんが、終戦後にこれが持ち帰られたりいろいろなことをしたものが大分あるのではありません。これは、今度の措置ではどこでどういふふうにしてきめて行くのか、はつきりしない点がたくさんあるのではありません。そこで海外に店を持つておつた金融機関だけがこういつた負担を負わされるというのは非常に不公平だと私は考えるのであります。預金といふことを申されますが、一口に言へば預金でありますけれども、その簡単なものではないのであります。たとえば銀行が内地の店舗である、だから内地の責任だ、こういうふうなことも言われますが、事実上は外地店舗における外貨建預金であり、外貨表示の内地特別預金であるような場合もあるのです。こういうものに対してはどういうふうにお扱いになりますか。

○窪谷政府委員 在外預金はもちろん現地通貨建てになつておるのが大部分でございませう。それは、今回の法律によりまして処理されるものと考えております。ただその場合、あるいは御質問の御趣旨は、当時内地に送金いたしました場合に、積立金に該当しますものを特別措置預金といたしまして外貨建にいたしました、この処置をどうするかというお話かと存じますが……。

○苦米地委員 それは特別措置で積立てをやらしたのでありますから、片がついてるわけでしょう。

○窪谷政府委員 そういふふうに考えております。

○苦米地委員 そうではなしに、内地の店舗が出した通帳とか預かり証といふものは、実際は外地店舗の外貨建預金、外貨表示あるいは特別預金もあるのです。これをごち／＼にするといふことになれば非常な混乱が起つて来ると思ふのです。それをどういふふうにするのか、こういうお尋ねをしてゐるわけではあります。

○窪谷政府委員 それは内地店舗の発行した外貨建の預金、こういう御質問でございませう。

○苦米地委員 そうです。

○窪谷政府委員 それはやはり外貨建の外貨表示の預金でございませうので、同様に扱われるわけでございませう。

○苦米地委員 その外貨建のものは二十年の九月に無効、無価値のものになつてしまつてゐるんですよ。今度の法律ができたら立て直るけれども、今度の法律ができる前、現在は無価値のものなんです。取引の禁止されているものなんです。非合法のものなんです。それを今度非合法のものを生かしてそれを払え、こういうわけなんです。これはどうなるかといふことです。

○窪谷政府委員 どうも御趣旨がわかりかねるのであります。当時そういうふうな、内地に引揚げて来ました方は税関でお預かりするとか、いろいろな措置を講じて参りましたけれども、債権債務を無効にするというふうな措置をとつたことはありません。

○苦米地委員 先ほど申し上げました日本政府が昭和二十年九月十六日、一切の軍票及び占領地通貨は無効、無価値として一切取引を禁ずる、こう言つてゐるその中にある外貨建のものなんです。現在まだ無効なんです。今度の法律が成立したらば、この政府の通牒は無効になつて価値が出るかもしれぬけれども、現在こういう無効であるものを授受したのであります。政府の命令に反してやつたのです。政府の命令に反したものを認めねばならないのはどういふわけか、こうお聞きしてゐるのです。

○上田説明員 ただいまの御質問は二十年の九月十六日の「日本帝国大蔵省声明」という中で無効、無価値という言葉を言つてあるといふことで、まだ有効であつた時代にその通貨を基礎としてつくられた債権債務関係も同時に無効ではないか、そういうふうにおとりになつておるのになつておるのでございませうが、この声明は、先ほど管財局長から御説明がございましたように、司令部の指令に基いて大蔵省としてとりあえず出した声明でございませうが、この声明を出す基礎になりました向うの指令の中に、この趣旨を実行に移すための法的措置は司令部と相談してきめるようにといふことが出ておるわけなんです。それできめましたものが、B号軍票は法定通貨として日本で流通するのだといふこと、それからあとは八十八号省令をその年の十月十五日に出しまして、外国とのいわゆる外貨建表示の債権債務の処理であるとか、それから渉外関係の取引であるとか、そういうものは一切大蔵大臣の許可を得なければやつてはいけな、いわゆる許可事項にかからしておるわけでありませう。その際に日本銀行券以外の通貨の授受といふものも許可にかからしておるわけでありませう。そういうふうな関

係で、この声明書そのものには「一切ノ軍票及占領地通貨ハ無効且無価値トシ」と書いてございしますが、それを立法化してはならないのであります。

【委員長退席、内務委員長代理着席】

そういう関係で、今おつしやいましたように、その表示でやるからただちにそういう債権債務関係は無効、無価値であるというふうには、法的にはならないと私たちは解釈しております。

○苦米地委員 その無効、無価値で一切の取引に授受を禁止すると言つておいて、法的には政府の声明は無効だなんてこれはおかしいことと、こういうやり方でやるから国民を迷わしてしまふのです。政府が無効、無価値だと言つたなら国民は無効、無価値と考へなければならぬ。であるのに、無効、無価値が声明された後に、現地において預金もしておれば送金もしておる、隠して持寄りもしておる、こういうことが現状なんです。引揚者の持帰金に對する云々という通牒も出ておられるけれども、それを犯しておるものが相当あると思う。そういうものに對して、政府がこれは法的な措置を講じなかつたから、声明をし、もしくは通告を出してあるけれども、それは無効だなんというのは無責任きわまつた御答弁だと思ふのですが、これはどうなんですか、責任があるのでしょうか、無責任なんですか。

○上田説明員 御承知のように、占領当初はいろいろな法的機構も整備されておらなかつたために、向うから司令部の指令として指令がありますと、それをとりあえず実行に移すために――

当時はまだボツダム勅令とかボツダム政令とかはなかつた時代だと記憶しておりますが、大蔵省としては一応こういう声明の形で出して、従来の日本の法制との関係も考へて、これを国民に強制するための法的措置というものを考へなければならぬ、そしてその考へ方として、司令部と相談したところ、結局こんな宣言だけで通貨などを無効にできるかどうかということについてはいろいろ問題がある、それで法的にはつきりとして国民を縛るという形になつたのは、先ほど申し上げましたようにB号軍票が強制通用力を持つたのだというのを法制化したことと、それから日本銀行券、それから貨幣、金貨を除く、政府の発行する小額の紙幣、臨時補助通貨及びB号円表示補助通貨以外の一切の通貨の取引については、大蔵大臣の許可を受けるにあつたればと、許可にからせておるわけでありまして、そういうふうなわけで、声明をして無効だといつて、それをあとで法律で無効にしかつたのはけしからぬじやないかということでありまして、法的措置をとつて初めて国民に對しては法的な拘束力を持つ、そういうふうなわれ／＼は考へております。

○苦米地委員 それではこれから先大蔵省が声明や通牒を出しても、法律になるまでわれ／＼はそれに従わなくていいのですか。

○窪谷政府委員 当時の声明は、占領下という特異の状態におきまして行われたこととございします。今日のようにきちんといはしましたとおきましては、大蔵省が声明を出します場合には、国民に強制をいたします場合のこ

とは、声明という形はおそらくとらぬと思うのであります。必ず法律に基きます政令でありますか、省令でありますかというところに相なると思ふのであります。声明といううな形をとりまします場合には、大蔵省の希望意見を公表するといふようなことであらうと思ひます。占領中の特異の形態であつたといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○苦米地委員 局長はそうおつしやいますけれども、銀行あたりで聞くと、実は銀行局長のこういう通牒があるから、これは何ともどうにもならぬと言つてゐるのです。そういうことは、一法律で定めなければ今後は聞かなくともいいというふうに解釈できるので、そこで今あげられたものについては許可制度だといふけれども、儲備券だとか、南米券だとか、南米券はないでしようが、いろいろ外貨建のものが送られて来て、こちらでいろいろな通牒なりを出してゐるやうなものである。それは許可しておつたのですか。

○上田説明員 ただいまの終戦後内地で出しました外貨建の特別措置預金は、私の記憶ではないと存じております。従つて外貨建の表示の特別措置預金を、支払いを許可するといふことは起つておりません。

○苦米地委員 そこで法人についても今度の法案でいろいろ問題が起つておりますけれども、これは企業再建整備法の臨時措置として、在外債務は、これはたな上げにされてゐるはずで、これはたな上げにしておいて、そうして今度はやめてしまふといふお考え

かと思ひますが、これはどうなんですか。

○上田説明員 企業の再建整備では、御承知のように在外の資産、負債というものは一切全世界を包括いたしまして、資産、負債を比へまして、それで資産が超過の場合はそれをマイナスに立て、負債が超過の場合はもちろんその負債を内地の負債と考へる、そういう形で整理されておつたことは御承知の通りであります。私の聞いておりますところでは、今回その従来の整理方式が平和条約締結後の事態に即応しないために、たとえば平和条約では各国別に、連合国でございしますが、各国別に資産、負債を清算する、そういう形になつておりますので、それに即応したような整理をやるような改正法案が提出されておるやうであります。

○苦米地委員 この点は、どこまでも国家が在外財産などに對して責任を持つべきものを持たないでいて、国家はもう責任を持たない、けれども在外会社は自分の債権債務について自分で責任を持つて、こういう形になるのです。これは不合理ですから、どうか今後研究していただきたいと思ひますが、さらにこの預金のうちには限り預金が相当あるやうであります。この限り預金の措置については、今度の法案ではちつともわからないのですが、これはどうなるのですか。

○河野政府委員 お尋ねの限り預金という意味がよくわかりませんが、おそらく預金者が申出をしないという意味の預金じやないかと思ひますが、外地の支店に預金をいたしておりました者が帳簿その他がはつきりいたしまして、そんなやうな場合におきましては、

その預金者が申出をいたしません限りにおいては、これは確かめる方法が実はございせんので、金融機関再建整備法の改正の分に関する限りにおきましては、これは在外勘定の預金として整理ができない、こういうことに相なるわけでありまして、ただその原則につきましては、申出のないものにつきましては、これを確認する方法に欠けるという点におきましておそろしく閉鎖機關その他の関係のもとにおける取扱いも同じことになるのじやないかと私は思ひます。

○苦米地委員 限り預金についてはこういうことなんです。これは内容から申せばいろいろありますけれども、中には死んでしまつた人もあるだろうし、それから放棄しちやつた人もあるでしょうけれども、中には戦時中いろいろな団体をごしらえて貯金をさせられた、貯金したものは預金になつてゐる。この中には準法人的のものもあるのです。その代表者はおつて、知つておるのです。そこでそういうグループの人が、自分たちの団体のものはなくなつてしまつたけれども、しかしながら団体の内容をなすところの人々はまだ生きておつてお互いわかつてゐる、こういうものを返してくれと言つても、団体がなくなつたら返さないう態度があるのです。こういうものを返して使われるのが、外地にあつて団体がいづれちやつたから返さないう、こういうことになつて来ておるが、それはどうするか、こういうわけなんです、返す方にやるのか、没収して持つて行くのか、こういうことに対してはお尋ねいたします。

○河野政府委員 御質問の点はわかりました。そういう問題につきましても、その団体と団体を構成せられた方との関係というものが法律上立証されるかどうかの問題にかかると思いますが、おそらくこれは単に外地の問題だけであつて、内地に例が多いかと思ひますが、国内でも同じ問題が実はあると思ひます。そういう場合につきましても、その団体を解散して、あるいはなくなつてしまつた場合において、それを構成しておつた人々の持分としてその団体の名義になつておつた預金が当然に來るか來ないかといふことは、個々の法律問題、法律関係について判断をして行くよりしかたがない、かように考へておられます。その關係で、その預金が實質的に個々の団体構成員のものであるといふことがはつきり確認できるならば、これは當然に払われるものだ、要するに問題は立証及びそれに対する確認の方法いかんである、それをちゃんと立証ができれば、それをこちらが認められるかどうかといふ事實問題にかかると考へております。

○吉米地委員 その点は私も銀行局長と同じ考へを持っております。こういうことはこればかりでなしに、まだいろいろの問題があるが、時間がないから申し上げませんが、そこでどれだけの証拠を立てたらいいかという限度が今度の法律ではわからないのです。そこでこの証拠類を確認する限度、こういう基本條件を何かの形で示していただかないと、今後常識では判断できない問題が起つて來る。そうすると、この法律が通つたあとで非常に複雑ないろいろな混乱が生じて來ると思ひます。

が、この確認の基本條件をどうするかといふことについてのお考へを伺つておきたいと思ひます。

○河野政府委員 これは実はなかなかむずかしい問題だと思ひます。ケース・バイ・ケースによつて法律関係がおそらく非常にまち／＼になつておると考へます。従ひまして、私もこれを通用するような抽象的な判定の基準といふものができません。しかしこの点は十分研究をいたしまして、そういうものができるならばつくつて、皆さんの法律關係をはつきりさせてあげるといふ努力はいたしたいと考へております。万一同様のことだと思ひます。合には、結局私は訴訟の問題だと思ひます。裁判所においてそういうことが確認されるかどうか、つまりこの人の預金である、それは名義は違つておられるけれどもこの人の預金であるといふこと、裁判所によつて確認されればこれは問題がないわけであり、そこまでは持つて行かないで、今お話のようにな何か抽象的な基準ができれば非常にけつこうだと思ひますが、この点につきましては、もう少し研究させていただきたいと思ひます。

○窪谷政府委員 初めの換算率を送金為替と在外預金で違つておられるのはおかしいではないかとお話しでございしますが、先ほど申し上げましたように、私もそれは区別をするのが適當であるといふふうに考へておるのでございします。従ひまして送金為替と在外預金とか、その成立の経緯等から見まして、やはり現在御審議を願つております案を修正するような考へは持つておりません。

それからお満鉄会の問題でございしますが、満鉄会は現在まだ任意の団体でございまして、これに財産を信託するといふことは不可能だと思ひます。ただ財団法人が成立し認可されまして、その基礎がしつかりいたしました場合には、その団体に信託をするといふことは研究に値する問題だといふふうに考へております。ただ財団法人

ができなす場合に、どういふでか方をするかによつても大分違つて來ると思ふのでありまして、それが信託するにふさわしいような団体ができなすれば、それに対する信託財産の運用等を適當に規制をいたしまして、妙に流用されたり、あるいは浮貸しされたりするといふような心配のないように、會計監査もある程度組織を備へ、あるいは経理の内容を適當な方法によつて公表し、その間に不當でありなすとか不正でありなすとかいふ余地の入らないようになすを要すると思ひます。確かに研究に値する問題であるといふふうに考へております。何分にもどういふ財団法人ができなすかわかりなすので、まだはつきりしたことは申し上げかねるかと思ひます。

○吉米地委員 それでは満鉄の問題については、満鉄の財団ができ、そのでき方によつてはさしつかえない、こういうふうにご了解いたしましてよろしうございしますか。

○窪谷政府委員 おおむねそういうふうにおとり願つてけつこうであります。が、その場合にも、この信託する財産といふのは單純に満鉄職員、更生の資金ではないのでありまして、退職金の未払いを払ふといふ金だけでありなす。従ひまして、これは單純に更生資金だといふような安易な氣持ではなはだ遺憾と思ふのであります。従ひまして、りつばな財団ができていまして、無條件で信託するといふことは不可能と思ひます。それ／＼やはり信託財産の運用の方針、運用の範圍なんといふものを、安全な運用といふことに限り、また経理の内容も公明にするよ

うなくふを廢した上であるといふことであらうと思ひます。

○吉米地委員 それは今局長のお答へになつた通りだと私は思つております。ただそういうふうな形に早く持つて行つて、恩給基金としてこれは大蔵省に監督してもらつてもいいし、とにかく満鉄会の人々が熱望しておるような問題でありますから、大蔵省もこういうふうによれ、そうすればいいのだ、このところはこうしなすてはいかぬと御指導願ひまして、完全なものにして、そういう希望を達せられるようにしてくださるようになすを願ひます。

まだ問題は残つておりますが、あまり長くなりなすので、あらためてお伺ひしたいと思ひます。きようはこれで終ります。

○内藤委員長代理 それでは本日はこれをもちて散會いたします。

午後零時二十七分散會